

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年9月13日

【計算期間】 第3期
（自 平成21年6月13日 至 平成22年6月14日）

【ファンド名】 アメリカン・ドリーム・ファンド

【発行者名】 新生インベストメント・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 海野 典夫

【本店の所在の場所】 東京都千代田区内幸町二丁目1番8号

【事務連絡者氏名】 伊藤 真澄

【連絡場所】 東京都千代田区内幸町二丁目1番8号

【電話番号】 03-5157-5530

【縦覧に供する場所】 該当ありません

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

ファンドは、主として米国小型成長株マザーファンド受益証券への投資を通じて米国の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。

② ファンドの基本的性格

当ファンドは、追加型投信／海外／株式に属します。
 社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく当ファンドの商品分類は以下の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式
	海 外	債 券
		不動産投信
追 加 型		その他資産
	内 外	()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<商品分類表（網掛け表示部分）の定義>

- 追加型 ・・・ 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- 海 外 ・・・ 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- 株 式 ・・・ 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年 1 回	グローバル (含、日本)		
一般				
大型株	年 2 回			
中小型株	年 4 回	日本		
債券		北米	ファミリーファンド	あり ()
一般	年 6 回			
公債	(隔月)	欧州		
社債				
その他債券	年 1 2 回	アジア		
クレジット属性 ()	(毎月)	オセアニア		

不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(株式(中小型株)))	その他 ()	アフリカ		
資産複合 ()		中近東 (中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※ 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産(投資信託証券(株式(中小型株))))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

＜属性区分表（網掛け表示部分）の定義＞

その他資産（投資信託証券（株式(中小型株)））・・・目論見書または投資信託約款において、投資信託証券（投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものをいいます。）を通じて主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。

年 1 回・・・目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

北 米・・・目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド・・・目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替 ヘッジ なし・・・目論見書または投資信託約款において、原則として為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

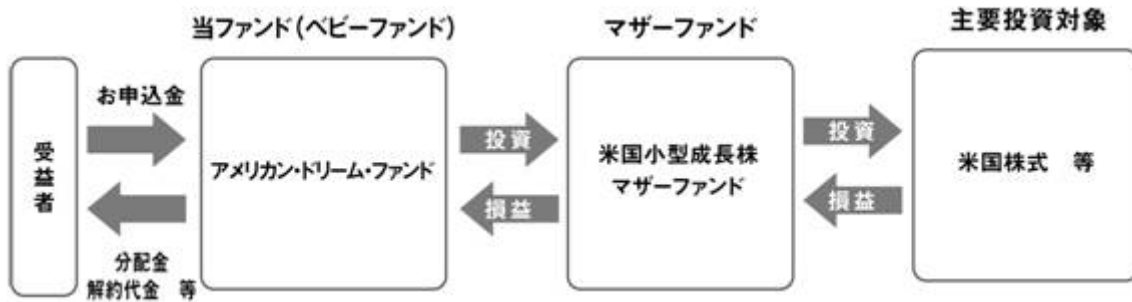
(注) 上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：<http://www.toushin.or.jp/>）で閲覧が可能です。

ファンドは、追加型株式投資信託で、「国際株式型（北米型）」^{※1}に属しています。

なお、当ファンドは、「米国小型成長株マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」という場合があります。）とするファミリーファンド方式^{※2}で運用します。

※1 「国際株式型（北米型）」とは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において「約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として北米の株式に投資するもの」として分類されるファンドです。

※2 「ファミリーファンド方式」とは、投資家の皆様が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みをいいます。



※ ファンドは、マザーファンドの他に、株式等に直接投資する場合があります。

※ マザーファンドの運用の方針等については、「第二部ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 マザーファンドの概要」をご参照ください。

③ 信託金限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、金300億円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

④ ファンドの特色



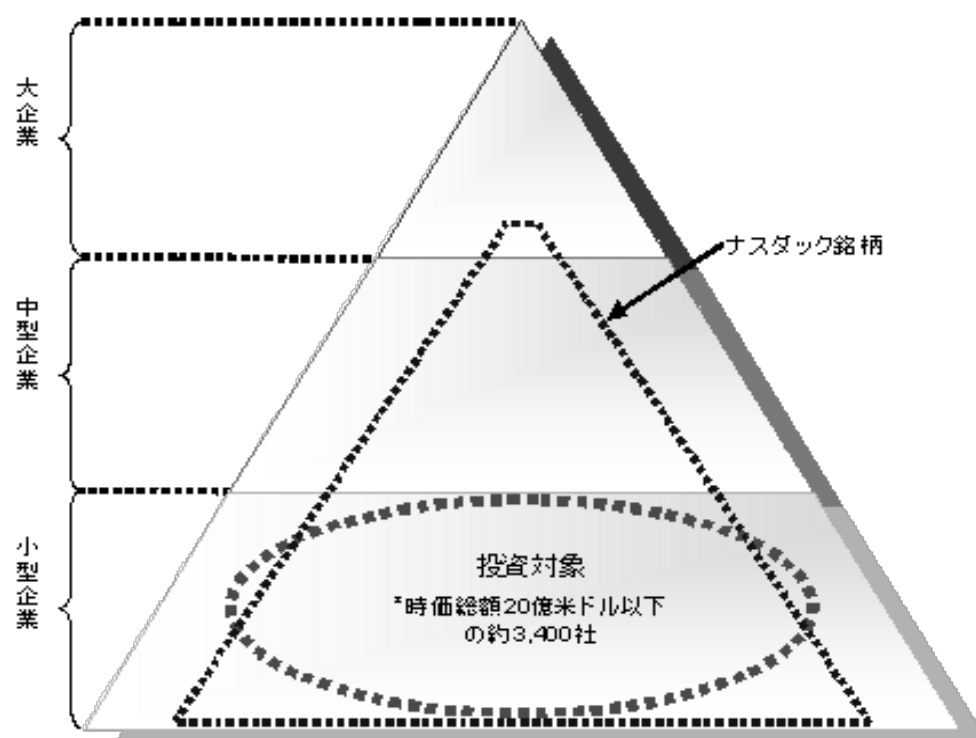
主として米国の小型成長株式に投資します。

- ・ 主として米国小型成長株マザーファンド受益証券への投資を通じて、主に米国の小型成長株式に投資します。
- ・ 米国の株式への投資は、当初設定時に買付けを行った銘柄を除き、原則として、取得時において時価総額が20億米ドル以下の株式とします。

(注) 主として米国の株式に投資しますが、米国以外の企業が発行する米国の金融商品取引所に上場、または金融商品取引所に準ずる市場で取引されている株式（米国預託証券（ADR）[※]を含みます。以下「ADR等」といいます。）に投資する場合があります。（ADR等も当初設定時に買付けを行った銘柄を除き、原則として、取得時において時価総額が20億米ドル以下のものとします。）

※ 「米国預託証券（ADR）」とはAmerican Depositary Receiptの頭文字をとったもので、米国以外の企業の株式を実質的に所有しているのと同様の経済効果を持つ証券です。

＜マザーファンドの主な投資対象＞



*1: 当初設定時に買付けを行った銘柄には時価総額が20億米ドル超のものが含まれます。

*2: 時価総額が20億米ドル以下のものから投資する銘柄を選定しますが、選定期間中に株価が上昇した場合等、実際に投資を行う際の時価総額が20億米ドルを超える場合があります。

*3: 取得後、株価の上昇等によって、保有する銘柄の時価総額が20億米ドルを超えることがあります。

*4: 2010年6月末現在の米国企業の投資対象は約3,400社ですが、各企業の時価総額の変動や新規上場等によって対象社数は変動します。また米国企業以外が発行するADR等も投資対象となります。

2

高い収益の獲得をめざします。

- ・ 高成長が見込める20～30銘柄程度に絞り込んで投資します。
- ・ 高い成長が見込める銘柄を市場に先駆け発掘し投資します。
- ・ 買付けた銘柄は基本的には短期での売却を行わず、長期に投資することで大きなキャピタルゲイン（売買益）の獲得をめざします（原則1年以上の保有を前提とした投資です）。

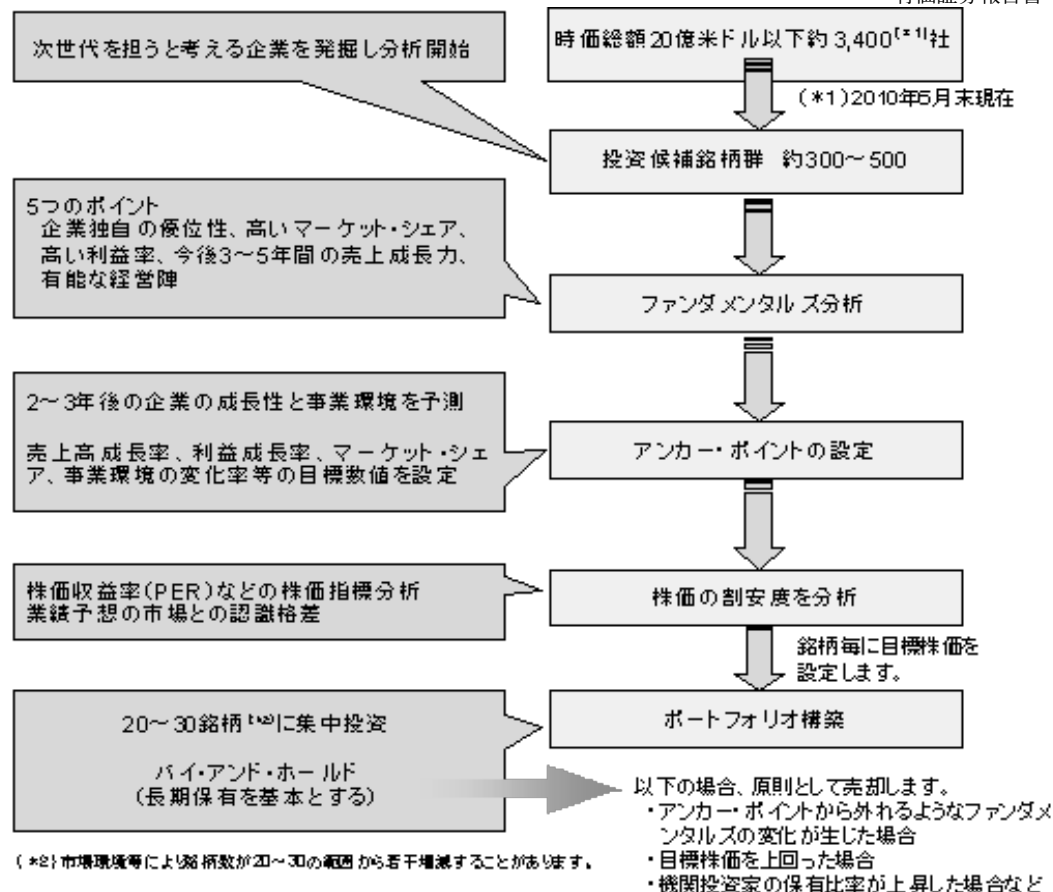
3

ボトムアップ・アプローチに基づいて銘柄を選定します。

投資対象企業の多くに直接訪問するなど、徹底したファンダメンタルズ分析に基づいて、投資対象企業を調査・分析します（ボトムアップ・アプローチ※）。

※ ボトムアップ・アプローチとは、個別企業の調査・分析をベースに投資銘柄を選定していく運用手法です。

＜銘柄選定プロセスの概要＞



(主)当初設定時に買付けを行った銘柄の中には、当ファンド設定以前に上記のプロセスを経てRSインベストメンツ社が選定した銘柄が含まれます。このため、当初設定時に買付けを行った銘柄の中には、取得時の時価総額が20億米ドルを超える銘柄が含まれます。また銘柄選定期間中に株価が上昇した場合など、実際に投資を行う際の時価総額が20億米ドルを超える場合もあります。なお上記の投資対象銘柄数は2010年5月末現在の米国企業の社数であり、米国以外の企業が発行するADR等も投資対象となります。

4

RS インベストメンツ[※]に米国株式等の運用を委託します。

- ・米国株式等の運用の指図に関する権限をRS インベストメンツに委託します(マザーファンド)。
- ・RS インベストメンツは、米国を中心とする中小型株式運用に特化した運用会社としてスタートしました。
- ・全米の新興企業や先端技術の多くが集約するシリコンバレーを臨むサンフランシスコを拠点にしています。
- ・徹底したファンダメンタルズ分析に基づくボトムアップ・リサーチによる銘柄選択を行います。
- ・小型成長株式投資において歴史と実績があり、小型成長企業間において高いブランド力と強固なネットワークがあります。

※＜RSインベストメンツ社の概要＞

正式社名はアールエス・インベストメント・マネジメント・シーオー・エルエルシー。1986年設立。米国を中心とする中小型株式運用に特化した専門化集団としてスタートしました。2010年7月末現在の運用資産額は約1.3兆円（米ドルベースの約146億米ドルを2010年7月末日の三菱東京UFJ銀行対顧客電信売買相場仲値1米ドル＝86.70円にて換算）。

本拠地はシリコンバレーを臨むサンフランシスコにあり、徹底したファンダメンタルズ分析に基づくボトムアップ・アプローチが特色。

5

信託金の上限は 300 億円です。

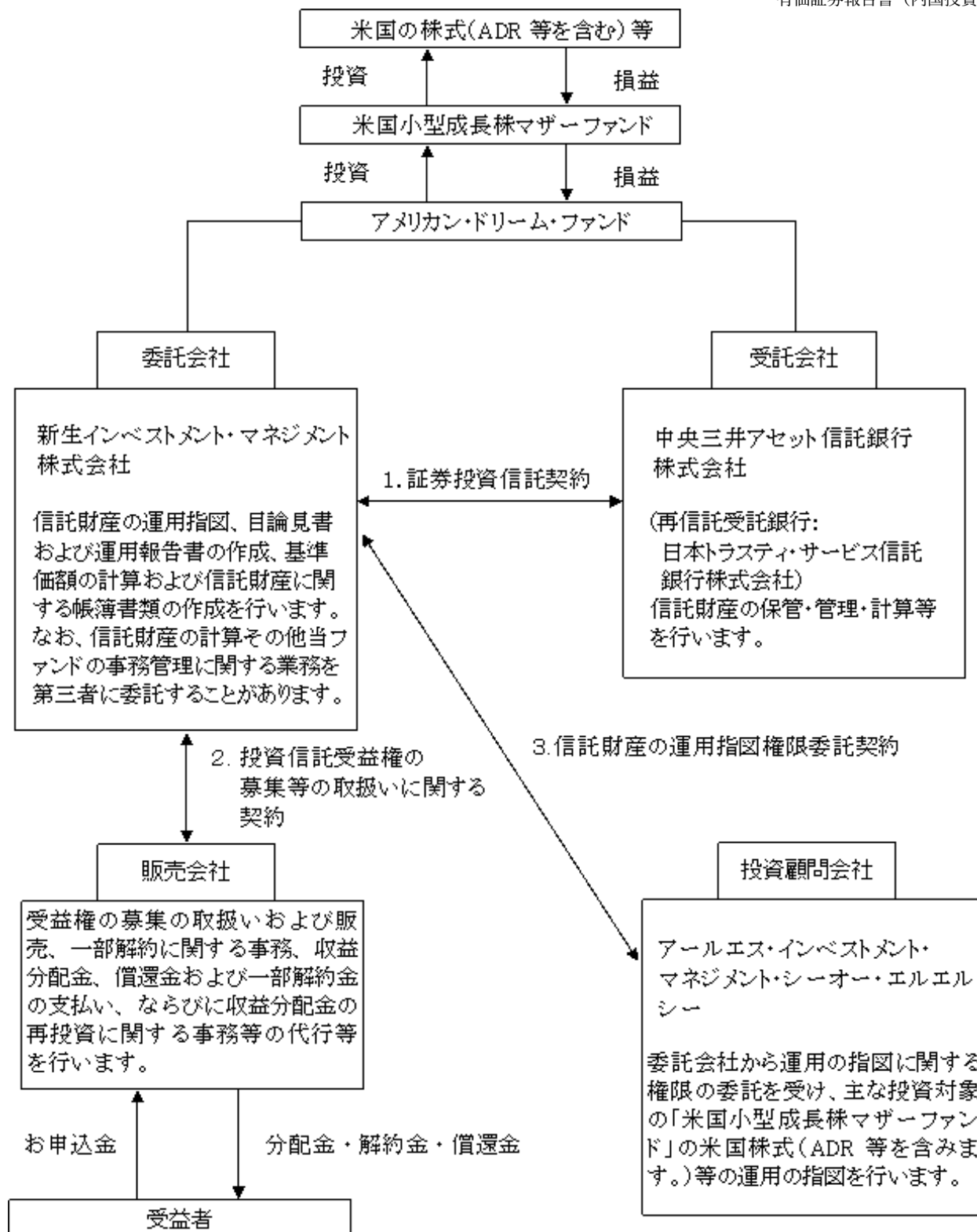
マーケットの環境等の理由で上限金額に達する前にお申込みの受付を停止することがあります。

（２）【ファンドの沿革】

平成19年6月29日 ファンドの信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



② 契約等の概要

1) 証券投資信託契約

「証券投資信託契約」は、委託会社（新生インベストメント・マネジメント株式会社）と受託会社（中央三井アセット信託銀行株式会社）との間で結ばれ、投資運用方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。

2) 投資信託受益権の募集等の取扱いに関する契約

「投資信託受益権の募集等の取扱いに関する契約」は、委託会社（新生インベストメント・マネジメント株式会社）と販売会社との間で結ばれ、委託会社が販売会社に受益権の募集の取扱い、投資信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支

払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、販売会社がこれを引受けることを定めた契約です。

3) 信託財産の運用指図権限委託契約

「信託財産の運用指図権限委託契約」は委託会社（新生インベストメント・マネジメント株式会社）と投資顧問会社（アールエス・インベストメント・マネジメント・シーオー・エルエルシー）との間で結ばれ、委託会社が投資顧問会社へ運用指図権限の一部を委託するに当たり委託する業務の内容、業務を遂行する際の両者間の取決めが定められています。

③ 委託会社の概要

1) 資本金

4億9,500万円（平成22年7月末日現在）

2) 沿革

平成13年12月17日：新生インベストメント・マネジメント株式会社として設立

平成14年 2月13日：「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業の登録

平成15年 3月12日：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく投資信託委託業および「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約に係る業務の認可

平成19年 9月30日：証券取引法の改正に伴う金融商品取引法上の投資運用業、投資助言・代理業のみなし登録

3) 大株主の状況

（平成22年7月末日現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率（％）
株式会社新生銀行	東京都千代田区 内幸町二丁目1番8号	9,900	100

2 【投資方針】

（1）【投資方針】

① 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。

② 運用方法

1) 投資対象

米国小型成長株マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資する場合があります。

2) 投資態度

イ) 主として米国小型成長株マザーファンド受益証券への投資を通じて、主に米国の株式に投資し、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。なお米国以外の企業が発行する米国の金融商品取引所に上場、または金融商品取引所に準ずる市場で取引されている株式（米国預託証書（ADR）を含みます。以下「ADR等」といいます。）に投資する場合があります。

ロ) 米国の株式（ADR等を含みます。）は当初設定時に買付けを行った銘柄を除き、原則として、取得時において時価総額が20億米ドル以下のものとします。

ハ) 米国株式（ADR等を含みます。）への実質投資比率は高位を維持することを基本とし

す。

ニ） 実質組入外貨建て資産について、原則として為替ヘッジを行いません。

ホ） 信託財産の属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引ならびに委託者が適当と認める外国の金融商品取引所等におけるこれらと類似の取引を行うことができます。

ヘ） ただし、資金動向や市場動向等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１） 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ） 有価証券

ロ） デリバティブ取引に係る権利（信託約款に定めるものに限ります。）

ハ） 金銭債権

ニ） 約束手形（上記イ）に掲げるものに該当するものを除きます。）

２） 次に掲げる特定資産以外の資産

イ） 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、新生インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である米国小型成長株マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券に投資することを指図します。

１） 株券または新株引受権証券

２） 国債証券

３） 地方債証券

４） 特別の法律により法人の発行する債券

５） 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます（なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）。

６） 特定目的会社に係る特定社債券

７） 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券

８） 協同組織金融機関に係る優先出資証券

９） 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券

10） コマーシャル・ペーパー

11） 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
 - 13) 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
 - 14) 投資信託または外国投資信託の受益証券
 - 15) 投資証券または外国投資証券
 - 16) 外国貸付債権信託受益証券
 - 17) 預託証書
 - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19) 指定金銭信託の受益証券
 - 20) 抵当証券
 - 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 22) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書、第12号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものおよび第13号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券、第12号の証券または証書のうち第5号の証券の性質を有するものおよび第13号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④ その他の投資対象

- 1) 先物取引等
- 2) スワップ取引

米国小型成長株マザーファンドの概要

① 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。

② 運用方法

1) 投資対象

米国の株式（米国預託証書（ADR）を含みます。）等を主要投資対象とします。

2) 投資態度

イ) 主に米国の株式に投資し、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。なお

米国以外の企業が発行する米国の金融商品取引所に上場、または金融商品取引所に準ずる市場で取引されている株式(ADR等を含みます。)に投資する場合があります。

ロ) 米国の株式(ADR等を含みます。)は当初設定時に買付けを行った銘柄を除き、原則として、取得時において時価総額20億米ドル以下のものとします。

ハ) 米国株式(ADR等を含みます。)等の運用については、アールエス・インベストメント・マネジメント・エルエルシーに運用の指図に関する権限を委託します。

ニ) 米国株式(ADR等を含みます。)への投資は高位を維持することを基本とします。

ホ) 外貨建て資産について、原則として為替ヘッジを行いません。

ヘ) 投資信託財産の属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに委託者が適当と認める外国の金融商品取引所等におけるこれらと類似の取引を行うことができます。

ト) ただし、資金動向や市場動向等の事情によって、上記のような運用ができない場合があります。

3) 投資制限

イ) 株式(ADR等を含みます。)への投資割合に制限を設けません。

ロ) 外貨建て資産への投資割合に制限を設けません。

ハ) 同一銘柄の株式(ADR等を含みます。)への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。

ニ) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

ホ) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

ヘ) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

ト) 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(3) 【運用体制】

① 新生インベストメント・マネジメント株式会社

ファンド運用に関する主な会議および組織は以下の通りです。

会 議	役 割・機 能
投資政策委員会	運用に関わる基本事項を審議し、運用が適切かつ適正に行われる体制を整えることを目的として、原則月1回会議を開催しています。運用の基本方針の決定を行い、運用計画、投資ガイドライン等の検討を行います。
リスク管理委員会	業務執行に際して生じる多様なリスクについての基本事項および関連事項を審議、決定することを目的として、原則月1回会議を開催しています。運用リスクの管理状況、投資ガイドラインの遵守状況等の確認を行います。

組 織	役 割・機 能
-----	---------

運用部 (7名)	運用部は、運用計画書を作成し、投資政策委員会に提出して承認を受けます。 ・ 投資制限のチェック、運用成果の分析および評価、運用リスク分析等を定期的に行います。
トレーディング室	運用計画書の確認後、売買発注の執行等を行います。
管理部	信託財産の管理事務のほか、運用リスクの管理、法令遵守状況の管理も行います。

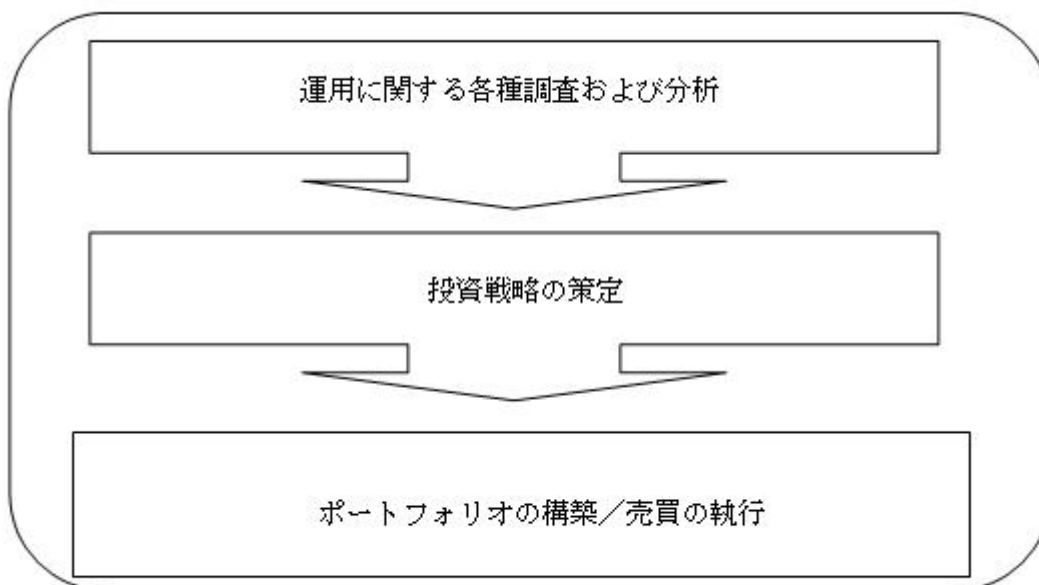
※なお、コンプライアンス・オフィサーは、管理部に属します。

また、運用体制に関する社内規程等についても、ファンドの運用業務に関する運用業務管理規程、ファンドマネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買における発注先選定基準などに関して取扱基準を設けることにより、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止するなど、法令遵守の徹底を図っています。

※上記の運用体制は平成22年7月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

② RSインベストメンツ

当ファンドの実質的な運用を行う米国小型成長株マザーファンドは米国株式（ADR等を含みます。）等の運用の指図に関する権限をRSインベストメンツに委託しておりますが、RSインベストメンツは、与えられた運用指図の権限の範囲内で、以下のフローでポートフォリオを構築します。



※ファンドの運用体制等は平成22年7月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

１）分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益（繰越分およびみなし配当等収益を含む）および売買益（評価

益を含み、みなし配当等収益を控除）等の全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

3) 留保益の運用方針

特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

② 分配金のお支払い

「一般コース」

原則として、決算日から起算して5営業日目までに収益分配金のお支払いを開始します。お支払いは販売会社において行います。

「自動けいぞく投資コース」

原則として、収益分配金は税金を差引いた後、自動的に再投資され、手数料はかかりません。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（注）収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で、取得申込金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

（5）【投資制限】

投資信託約款に基づく投資制限

- ① 株式(ADR等を含みます。)への実質投資割合に制限を設けません。
- ② 外貨建て資産への実質投資割合に制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の株式(ADR等を含みます。)への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ④ 投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑧ 投資する株式等の範囲
 - 1) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

2) 上記 1) の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

⑨ 信用取引の指図範囲

1) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

2) 上記 1) の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

イ) 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券

ロ) 株式分割により取得する株券

ハ) 有償増資により取得する株券

ニ) 売出しにより取得する株券

ホ) 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

ヘ) 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑩ 先物取引等の運用指図・目的

1) 委託者は、信託財産の属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引（証券インデックス・オプション取引を含みます。）ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。

2) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

3) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑪ スワップ取引の運用指図・目的

1) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券店頭指数等スワップ取引（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

4) 委託者は、スワップ取引を行うに当たり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑫ 有価証券の貸付けの指図および範囲

1) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

イ) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないこととします。

ロ) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

2) 上記 1) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

3) 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑬ 特別の場合の外貨建て有価証券への投資制限

外貨建て有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑭ 外国為替予約の指図

委託者は、信託財産に属する外貨建て資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建て資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建て資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建て資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑮ 資金の借入れ

1) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

3) 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑯ 同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第16条)同

一の法人の発行する株式について、次の 1) の数が 2) の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- 1) 委託者が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- 2) 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3 【投資リスク】

(1) ファンドのリスクと留意点

当ファンドは、組入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがありますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様¹に帰属します。また、外貨建て資産に投資した場合、為替変動リスクも加わります。したがって、ファンドにおける投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

① 価格変動リスク（株価変動リスク）

当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券を通じて株式に投資します。一般的に株式の価格は、発行企業の業績や国内外の政治・経済情勢、金融商品市場の需給等により変動します。また発行企業が経営不安となった場合などは大きく下落したり、倒産等に陥った場合などは無価値となる場合もあります。実質的に組入れた株式の価格の下落は基準価額が下がる要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

また当ファンドは、大型株に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい中小型の株式を実質的な投資対象としますが、そうした株式の価格は大きく変動することがあります。さらに、流動性が低いため、想定する株価と乖離した価格で取引を行わなければならない場合などがあり、それらのことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。当ファンドの資産を直接株式に投資している場合にも、同様のリスクがあります。

②為替変動リスク

当ファンドは、実質的に外貨建て資産に投資しますので、投資した資産自体の価格変動のほか、当該資産の通貨の円に対する為替レートの変動の影響を受け、基準価額が大きく変動し、投資元本を割込むことがあります。すなわち、実質的に組入れた有価証券等の価格が表示通貨建てでは値上がりしていても、その通貨に対して円が高くなった場合は円建ての評価額が下がり、基準価額が下落する場合があります。為替レートは、各国の経済・金利動向、金融・資本政策、為替市場の動向など様々な要因で変動します。

③カントリーリスク

当ファンドは、実質的に海外の資産に投資します。このため、投資対象国・地域の政治・経済、投資規制・通貨規制等の変化により、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割込むことがあります。

④信用リスク

当ファンドは、実質的に組入れた有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに対する外部評価の変化等により基準価額が影響を受け、投資元本を割込むことがあります。

特に中小型株は大型株に比べ、発行者の経営・財務状況の急激な悪化や経営不安・破綻が起りやすいリスクがあります。

また、当ファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で実質的に運用する場合、債務不履行等により損失が発生することがあり、基準価額が影響を受け、投資元本を割込むことがあります。

⑤その他の留意点

- 1) 金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は受付を中止することや、あるいは既に受付けた注文を取消すことがありますのでご注意ください。
- 2) 投資信託に関する法令、税制、会計制度などの変更によって、投資信託の受益者が不利益を被るリスクがあります。
- 3) 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- 4) ファンドの純資産総額が一定の規模を下回った場合等、信託を終了させる場合があります。
- 5) 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

（２）投資リスクに対する管理体制

①新生インベストメント・マネジメント株式会社

1) 当社の基本方針と組織

当社の運用リスク管理体制は、リスク管理委員会のもとで一元的に管理する体制となっております。社内各部から集められたリスク情報はリスク管理委員会に集約され、検討が加えられたのち、管理状況等につき改善の必要が認められた場合には、各部に指示が下されます。投資リスクを管理する実務担当部は以下の通りです。

組 織	役 割 ・ 機 能
運用部	・ 基準価額の変動が、商品性と著しく乖離していないことを日々確認します。 ・ 投資ファンドおよび投資ファンドの運用を行う運用会社の評価については、定期的に見直し、その結果を投資政策委員会に報告します。
管理部	・ 投資ガイドラインや社内規定に基づく運用制限のモニタリングを行います。 ・ 法令および信託約款の遵守状況をモニタリングします。

2) コンプライアンス体制

管理部（コンプライアンス・オフィサーは管理部に属します。）は、当社の業務に係る法令諸規則の遵守状況の管理・検査を行い、必要に応じて指導を行います。また、コンプライアンス委員会を設置し、社内の現状と問題点の報告に基づき、効果的な改善策を決定し、社内管理体制の充実・強化を図っています。

②RSインベストメンツ

1) 運用評価

リスク管理は、最高経営責任者、最高投資責任者、および最高コンプライアンス責任者をリスク管理の責任者とし、中・小型株式の運用に関するリスク等について、日々、分析および評価を実施しています。

2) ポートフォリオ管理

トレーディング部門において、トレーダーとは別に決済専門の担当者を配置し、速やか、かつ、正確に約定内容のポートフォリオへの反映を行うと共に、運用部門と分離された管理部門の担当者が、日々のポートフォリオの維持・管理を行っています。

3) 内部管理体制

運用部門、管理部門、トレーディング部門がそれぞれ独立しており、これにより運用部門はファンド毎に定められた投資制限の範囲内で最適な投資判断を行い、トレーディング部門は最良執行をめざします。

また、各部門が適正に機能しているか、関係法令を遵守しているかどうかをチェックするため、弁護士実務経験の豊富な法務責任者とコンプライアンス・アナリストが、それぞれ独自に各部門の業務内容を監視します。

※上記体制は平成22年7月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

- ① 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.675%(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額)(税抜3.5%)を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。販売会社については、委託会社までお問い合わせください。

- ② 収益分配金を再投資する場合には手数料はかかりません。

（２）【換金（解約）手数料】

- ① 換金（解約）手数料

換金（解約）手数料はかかりません。

- ② 信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額とします。

※「信託財産留保額」とは、投資信託を中途解約される受益者の解約代金から差引いて、残存受益者の信託財産に繰入れる金額のことをいいます。

（３）【信託報酬等】

- ① 信託報酬

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年2.4675%（税抜2.35%）の率を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて日々、費用計上されます。

- ② 信託報酬の配分

信託報酬の配分は、以下の通りとします（括弧内は税抜です。）。

信託報酬（年率）			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
2.4675%	1.6485%	0.735%	0.084%
(2.35%)	(1.57%)	(0.70%)	(0.08%)

③ 信託報酬の支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、計算期間の最初の6ヵ月終了日（該当日が休業日のときは、翌営業日とします。）、毎計算期末ならびに信託終了のときに、ファンドから支払います。

- ④ 「米国小型成長株マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬は、当該マザーファンドを投資対象とする証券投資信託の委託会社が受ける報酬から、計算期間の最初の6ヵ月終了日（該当日が休業日のときは、翌営業日とします。）、毎計算期末ならびに信託終了のときに支払うものとし、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年10,000分の120の率を乗じて得た金額とします。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の諸経費、諸費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

- ① ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
- ② ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建て資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。
- ③ ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて日々、費用計上し、信託報酬の支弁される日に信託財産から支払われます。
- ④ ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

※ その他の手数料等につきましては、監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※ 手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは課税上、株式投資信託として取扱われます。

受益者が支払いを受ける「収益分配金」のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに個別元本について

<普通分配金と特別分配金>

収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際

- （１）当該収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- （２）当該収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した金額が普通分配金となります。
- （３）受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時に、その個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<個別元本>

受益者ごとの信託時の受益権の価額等（お申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

- （１）受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
- （２）受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

《参考》個人投資家および法人投資家の課税の取扱いについて

<個人投資家の場合>

（１）収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、平成23年12月31日までは10%

（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。なお、当ファンドについては、配当控除の適用はありません。

（２）一部解約時および償還時に対する課税

一部解約時および償還時の譲渡益については、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

なお、一部解約時および償還時の損失（譲渡損失）については、確定申告等により、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能です。

<法人投資家の場合>

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%(所得税7%、地方税の源泉徴収はありません。)、平成24年1月1日以降は15%(所得税15%、地方税の源泉徴収はありません。)の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用されません。

- ※ 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。
- ※ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下は平成22年7月末日現在の運用状況です。
 また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	2,018,051,392	99.26
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	—	15,078,422	0.74
合計(純資産総額)		2,033,129,814	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

国／地域	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
日本	米国小型成長株マザーファンド	2,934,067,160	0.7645	2,243,094,343	0.6878	2,018,051,392	99.26

<種類別および業種別投資比率>

種類	業種	投資比率(%)
親投資信託受益証券	—	99.26
合計		99.26

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

平成22年7月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落ち)	(分配付き)	(分配落ち)	(分配付き)
設定時 (平成19年6月29日)	2,270	—	0.9994	—
第1期計算期末 (平成20年6月12日)	3,089	3,089	0.7754	0.7754
第2期計算期末 (平成21年6月12日)	2,062	2,062	0.6132	0.6132
第3期計算期末 (平成22年6月14日)	2,279	2,279	0.7167	0.7167
平成21年6月末日	2,017	—	0.5988	—
平成21年7月末日	2,064	—	0.6159	—
平成21年8月末日	1,974	—	0.5900	—
平成21年9月末日	2,099	—	0.6293	—
平成21年10月末日	2,029	—	0.6114	—
平成21年11月末日	1,934	—	0.5857	—
平成21年12月末日	2,223	—	0.6801	—
平成22年1月末日	2,108	—	0.6505	—
平成22年2月末日	2,102	—	0.6544	—
平成22年3月末日	2,336	—	0.7312	—
平成22年4月末日	2,550	—	0.8003	—
平成22年5月末日	2,263	—	0.7126	—
平成22年6月末日	2,111	—	0.6657	—
平成22年7月末日	2,033	—	0.6436	—

*純資産総額（百万円）は単位未満を切捨てて表示しています。また、1口当たり純資産額（円・分配付き）は、外税控除前の金額を記載しています。

②【分配の推移】

期間	1口当たりの分配金（円）
第1期計算期間 (平成19年6月29日（設定日）～平成20年6月12日)	0.0000
第2期計算期間 (平成20年6月13日～平成21年6月12日)	0.0000
第3期計算期間 (平成21年6月13日～平成22年6月14日)	0.0000

③【収益率の推移】

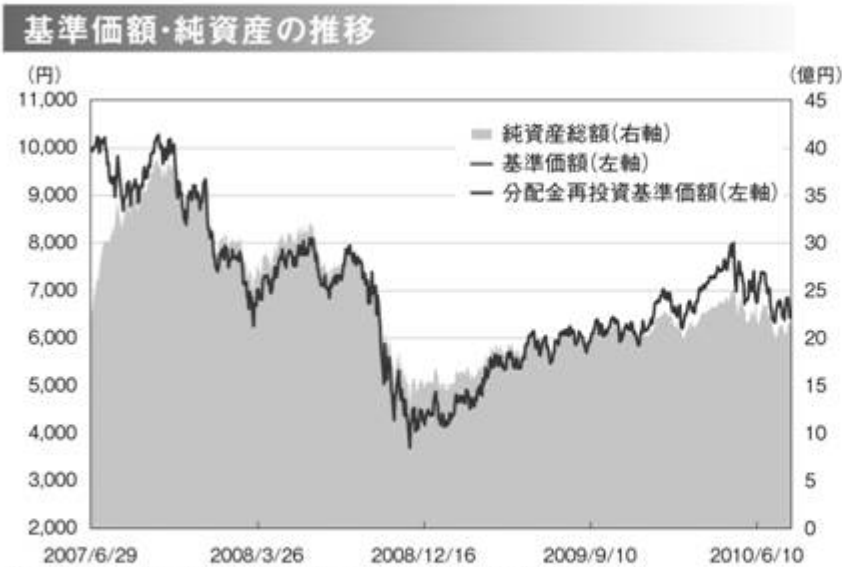
期間	収益率（％）
第1期計算期間 (平成19年6月29日（設定日）～平成20年6月12日)	△22.5

第2期計算期間 (平成20年6月13日～平成21年6月12日)	△20.9
第3期計算期間 (平成21年6月13日～平成22年6月14日)	16.9

＊各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付きの額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

<ご参考>

(2010年7月末現在)



分配の推移

決算期	分配金
10年6月	0円
09年6月	0円
08年6月	0円
—	—
—	—
設定来累計	0円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

※基準価額は、信託報酬控除後、信託財産留保額控除前、税引前です。
 ※「分配金再投資基準価額」とは、基準価額に各収益分配金(税引前)を、その分配が行われる日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、委託会社が公表している基準価額とは異なります。

主要な資産の状況

【組入上位銘柄】

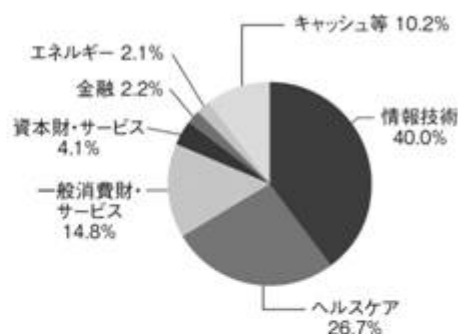
	銘柄名	業種	組入比率
1	ICON PLC	ヘルスケア	5.8%
2	UNDER ARMOUR INC	一般消費財・サービス	5.8%
3	AKAMAI TECHNOLOGIES INC	情報技術	5.3%
4	NEKTAR THERAPEUTICS	ヘルスケア	5.2%
5	K12 INC	一般消費財・サービス	4.7%
6	SOURCEFIRE INC	情報技術	4.4%
7	FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	情報技術	4.3%
8	MICROSTRATEGY INC	情報技術	4.3%
9	AMERICAN PUBLIC EDUCATION INC	一般消費財・サービス	4.3%
10	ISILON SYSTEMS INC	情報技術	4.3%

*【組入上位銘柄】および【業種配分】の比率はマザーファンドの純資産総額をもとに算出した比率です。

*上記の業種はMSCI/S&P GICS®の業種区分に基づいています。

*MSCI/S&P GICSとは、スタンダード&プアーズとMSCI inc.が共同で作成した世界産業分類基準（Global Industry Classification Standard=GICS）のことです。

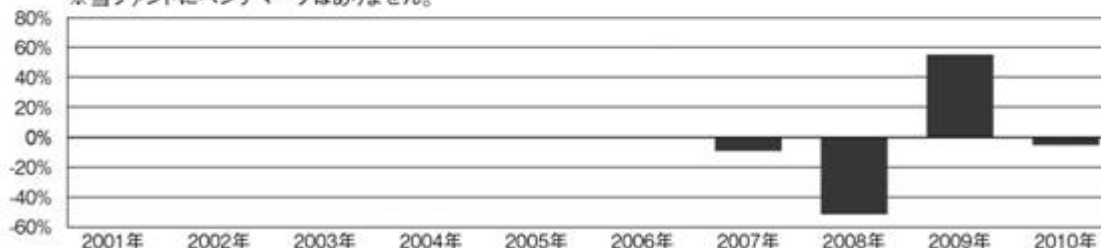
【業種配分】



年間収益率の推移

※設定日以降の収益率を表示しています。＜暦年ベース＞

※当ファンドにベンチマークはありません。



※ファンドの収益率は、税引前分配金を全額再投資したと仮定して算出しています。

※2007年は設定日(6月29日)から年末までの収益率、2010年は1月から7月末までの収益率を表示しています。

・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

・ファンドの運用状況は別途、委託会社ホームページで開示しています。

<ご参考>

「米国小型成長株マザーファンド」

以下は平成22年7月末日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	1,812,460,421	89.81
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	—	205,551,853	10.19
合計(純資産総額)		2,018,012,274	100.00

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

国/地域	銘柄名	業種	数量	簿価額 (円)		評価額 (円)		投資比率 (%)
				単価	金額	単価	金額	
アメリカ	ICON PLC - SPONSORED ADR	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	58,580	2,353	137,891,754	1,997	117,017,533	5.80
アメリカ	UNDER ARMOUR INC-CLASS A	耐久消費財・アパレル	35,900	2,977	106,884,280	3,245	116,501,997	5.77
アメリカ	AKAMAI TECHNOLOGIES	ソフトウェア・サービス	32,330	3,840	124,173,387	3,324	107,495,471	5.33
アメリカ	NEKTAR THERAPEUTICS	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	92,820	1,101	102,203,173	1,136	105,502,646	5.23
アメリカ	K12 INC	消費者サービス	43,630	2,094	91,390,539	2,193	95,702,841	4.74
アメリカ	SOURCEFIRE INC	ソフトウェア・サービス	52,110	1,684	87,783,515	1,718	89,545,511	4.44

アメリカ	FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	ソフトウェア・サービス	13,510	5,932	80,141,509	6,455	87,216,263	4.32
アメリカ	MICROSTRATEGY INC-CL A	ソフトウェア・サービス	12,538	6,563	82,289,276	6,940	87,017,920	4.31
アメリカ	AMERICAN PUBLIC EDUCATION	消費者サービス	22,076	4,116	90,876,207	3,917	86,493,171	4.29
アメリカ	ISILON SYSTEMS INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	57,993	1,141	66,170,540	1,490	86,431,201	4.28
アメリカ	TALEO COPR-CLASS A	ソフトウェア・サービス	35,340	2,141	75,680,256	2,082	73,596,751	3.65
アメリカ	NETLOGIC MICROSYSTEMS INC	半導体・半導体製造装置	28,320	2,458	69,633,555	2,562	72,579,968	3.60
アメリカ	VOLCANO CORP	ヘルスケア機器・サービス	39,750	1,996	79,368,864	1,825	72,579,604	3.60
アメリカ	INFORMATICA CORP	ソフトウェア・サービス	26,736	2,428	64,919,531	2,606	69,679,416	3.45
アメリカ	VISTAPRINT NV	ソフトウェア・サービス	23,104	3,828	88,452,611	2,773	64,079,706	3.18
アメリカ	LUMINEX CORP	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	46,857	1,517	71,093,783	1,357	63,618,779	3.15
アメリカ	NUVASIVE INC	ヘルスケア機器・サービス	19,170	3,294	63,157,482	2,850	54,647,842	2.71
アメリカ	HALOZYME THERAPEUTICS INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	89,110	607	54,119,488	607	54,158,117	2.68
アメリカ	CONCUR TECHNOLOGIES INC	ソフトウェア・サービス	12,390	3,754	46,513,422	4,037	50,026,099	2.48
アメリカ	MIDDLEBY CORP	資本財	9,030	4,905	44,296,538	5,015	45,290,822	2.24
アメリカ	CORE LABORATORIES N.V.	エネルギー	6,360	6,340	40,327,516	6,591	41,923,854	2.08
アメリカ	ALLEGiant TRAVEL CO	運輸	10,019	4,362	43,710,332	3,781	37,890,395	1.88
アメリカ	AMEDISYS INC	ヘルスケア機器・サービス	13,531	4,016	54,351,469	2,212	29,938,474	1.48
アメリカ	FINANCIAL ENGINES INC	各種金融	18,250	1,121	20,467,501	1,254	22,895,519	1.13
アメリカ	DYNAVox INC-CLASS A	ヘルスケア機器・サービス	15,730	1,348	21,205,365	1,361	21,411,518	1.06
アメリカ	AMTRUST FINANCIAL SERVICES	保険	18,530	1,119	20,740,573	1,108	20,547,787	1.02
アメリカ	CYBERONICS INC	ヘルスケア機器・サービス	9,770	2,169	21,191,722	2,006	19,600,945	0.97
アメリカ	LOGMEIN INC	ソフトウェア・サービス	7,850	2,668	20,945,936	2,429	19,070,271	0.95
合計					1,869,980,124		1,812,460,421	89.81

（注）上記業種はMSCIに基づく業種分類です。

<種類別および業種別の投資比率>

投資資産 の 種 類	投資資産の業種別	投資比率（%）
株式	ソフトウェア・サービス	32.10
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	16.86
	ヘルスケア機器・サービス	9.82
	消費者サービス	9.03
	耐久消費財・アパレル	5.77
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.28
	半導体・半導体製造装置	3.60
	資本財	2.24
	エネルギー	2.08
	運輸	1.88
	各種金融	1.13
	保険	1.02
合計		89.81

（注）上記業種はMSCIに基づく業種分類です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（４）【設定及び解約の実績】

期間	設定数量 (口数)	解約数量 (口数)
第１期計算期間 (平成19年６月29日～平成20年６月12日)	3,983,663,040	0
第２期計算期間 (平成20年６月13日～平成21年６月12日)	111,726,202	732,569,905
第３期計算期間 (平成21年６月13日～平成22年６月14日)	173,966,715	355,869,239

（注１） 第１期計算期間の設定数量（口数）は、当初設定数量（口数）を含みます。

（注２） 換金に制限（クローズド期間）を平成20年６月11日まで設けておりました。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

① 取得申込手続き

1）販売会社の営業日は、原則として、いつでもお申込みが可能です。

2）原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

※取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

② 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得申込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

●ニューヨーク証券取引所の休業日

●ニューヨークの銀行の休業日

③ 申込単位

申込単位につきましては、販売会社または下記の委託会社の照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com/>

電話番号 03-5157-5549

受付時間 営業日の9時～17時

④ コースの選択

収益分配金の受取方法によって、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2通りがあります。なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

「一般コース」

お申込みの際に、販売会社取引口座を開設のうえ、お申込みください。

「自動けいぞく投資コース」

お申込みの際に、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を結んでいただきます。別の名称で当該契約と同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあります。

収益分配金は、原則として各計算期間終了日の基準価額で再投資されます。手数料はかかりません。

⑤ 申込価額と金額

- 1) 受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
- 2) 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、お申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
- 3) お申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

⑥ 申込手数料

- 1) 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.675%（税抜3.5%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。
- 2) 収益分配金を再投資する場合には手数料はかかりません。

⑦ 取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取消す場合があります。

2【換金(解約)手続等】

① 解約の申込手続き

- 1) 販売会社の営業日は、原則として、いつでも解約が可能です。
- 2) 原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
※解約の申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の申込みを受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

② 解約申込不可日

販売会社の営業日であっても、解約申込受付日が下記のいずれかに該当する場合は、解約申込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ニューヨーク証券取引所の休業日
- ニューヨークの銀行の休業日

③ 解約制限

ファンドの規模および商品性格などにに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行う場合があります。

④ 解約単位

販売会社が定める単位をもって換金できます。

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

⑤ 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額[※]（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前

の解約に対し解約者から徴収する一定の金額(基準価額に0.3%を乗じて得た額)をい
い、信託財産に繰入れられます。

⑥ 支払開始日

お手取額は、原則として解約請求受付日から起算して、6営業日目からお申込みの販売会
社において支払います。

⑦ 解約申込みの受付の中止、既に受付けた解約申込みの受付の取消し

1) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の
停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託者の判断で
一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求
の受付を取消す場合があります。

2) 一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に
行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実
行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に
一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 基準価額の算定

1) 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法
令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額
から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受
益権総口数で除した金額をいいます。

2) 当ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

② ファンドの主な投資対象の評価基準

1) マザーファンドの受益証券は、計算日の基準価額で評価します。

2) 信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則にしたがっ
て時価評価します。

3) 外国株式は、原則として海外の金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の
最終相場で評価します。

4) 外貨建て資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算
は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しま
す。

5) 予約為替は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値による
ものとします。

③ 基準価額の算出頻度と公表

1) 基準価額は委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社などで
入手することができます。

2) 基準価額につきましては、販売会社または以下の委託会社の照会先にお問い合わせく
ださい。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com/>

電話番号 03-5157-5549

受付時間 営業日の9時～17時

また、原則として、基準価額計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に当ファンドの基準価額が掲載されます。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

原則、無期限とします。

ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解除し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

原則として、毎年6月13日から翌年6月12日までとします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

委託者は、信託契約の一部解約により当ファンドの受益権の口数が20億口を下回ることとなった場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。この場合において、委託者はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- 1) 委託者は、上記①にしたがい信託期間を終了させるには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 2) 上記 1) の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 3) 上記 2) の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、この信託契約の解約をしません。
- 4) 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 5) 上記 2) から 4) までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 2) の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- 6) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にした

がい、信託契約を解約し信託を終了させます。

7) 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、下記③の4)に該当する場合を除き、その当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

8) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記③の規定にしたがい新受託者を選任します。委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 運用報告書

委託者は、ファンドの毎決算後および償還後に運用報告書を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に対して交付します。

③ 信託約款の変更

1) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

2) 委託者は、上記 1) の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

3) 上記 2) の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

4) 上記 3) の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、上記 1) の信託約款の変更をしません。

5) 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

6) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

④ 公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑤ 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、前記の①または③に規定する公告または書面に付記します。

⑥ 償還金について

- 1) 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から受益者に支払います。
- 2) 償還金の支払いは、販売会社において行われます。

⑦ 関係法人との契約の更新に関する手続

- 1) 委託者と販売会社との間で締結する「投資信託受益権の募集等の取扱いに関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。
- 2) 委託者と投資顧問会社との間で締結するマザーファンドに関する「信託財産の運用指図権限委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金・償還金受領権

- 1) 受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- 2) ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

② 解約請求権

受益者は、受益権の解約を販売会社を通じて、委託会社に請求することができます。

③ 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

ただし、第2期計算期間（平成20年6月13日から平成21年6月12日まで）の財務諸表については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」並びに「投資信託財産の計算に関する規則」に基づき、第3期計算期間（平成21年6月13日から平成22年6月14日まで）の財務諸表については、改正後の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」並びに「投資信託財産の計算に関する規則」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間（平成20年6月13日から平成21年6月12日まで）及び第3期計算期間（平成21年6月13日から平成22年6月14日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1 【財務諸表】

アメリカン・ドリーム・ファンド

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第2期 (平成21年6月12日現在)	第3期 (平成22年6月14日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	439,789	354,578
コール・ローン	63,219,152	65,266,387
親投資信託受益証券	2,021,965,121	2,243,094,343
未収利息	86	89
流動資産合計	2,085,624,148	2,308,715,397
資産合計	2,085,624,148	2,308,715,397
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,957,663	314,951
未払受託者報酬	717,353	952,648
未払委託者報酬	20,354,774	27,031,437
その他未払費用	523,432	526,424
流動負債合計	23,553,222	28,825,460
負債合計	23,553,222	28,825,460
純資産の部		
元本等		
元本	3,362,819,337	3,180,916,813
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,300,748,411	△901,026,876
純資産合計	2,062,070,926	2,279,889,937
負債純資産合計	2,085,624,148	2,308,715,397

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第2期 (自平成20年6月13日 至平成21年6月12日)	第3期 (自平成21年6月13日 至平成22年6月14日)
営業収益		
受取利息	121,299	19,294
有価証券売買等損益	△583,324,522	389,629,222
営業収益合計	△583,203,223	389,648,516
営業費用		
受託者報酬	1,719,872	1,805,603
委託者報酬	48,801,195	51,233,799
その他費用	1,049,740	1,049,987
営業費用合計	51,570,807	54,089,389
営業利益又は営業損失（△）	△634,774,030	335,559,127
経常利益又は経常損失（△）	△634,774,030	335,559,127
当期純利益又は当期純損失（△）	△634,774,030	335,559,127
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△108,752,736	17,505,080
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△894,593,771	△1,300,748,411
剰余金増加額又は欠損金減少額	165,503,756	137,499,883
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	165,503,756	137,499,883
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	45,637,102	55,832,395
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	45,637,102	55,832,395
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,300,748,411	△901,026,876

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第２期 (自平成20年６月13日 至平成21年６月12日)	第３期 (自平成21年６月13日 至平成22年６月14日)
1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日における親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドの第２期計算期間は、平成20年６月13日から平成21年６月12日までとなっております。	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年６月13日から翌年６月12日までとしておりますが、第３期計算期間末日及びその翌日が休業日のため、平成21年６月13日から平成22年６月14日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第２期 (平成21年６月12日現在)	第３期 (平成22年６月14日現在)
1.当該計算期間の末日における受益権総数	3,362,819,337口	3,180,916,813口
2.投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額		
元本の欠損	1,300,748,411円	901,026,876円
3.１口当たり純資産額 (１万口当たり純資産額)	0.6132円 (6,132円)	0.7167円 (7,167円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第２期 (自平成20年６月13日 至平成21年６月12日)	第３期 (自平成21年６月13日 至平成22年６月14日)
1.運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である米国小型成長株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託する為に要する費用として、当ファンドが委託者報酬の中より負担している金額は、24,040,103円であります。	1.運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である米国小型成長株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託する為に要する費用として、当ファンドが委託者報酬の中より負担している金額は、25,557,916円であります。

2. 分配金の計算過程 計算期間末における経費控除後の配当等収益(0円)（親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち当ファンドに帰属すべき金額3,926,777円を含みます。）、経費控除後の有価証券売買等損益額(0円)、収益調整金（105,135円）及び分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は105,135円（1口当たり0.000031円）ですが、当期に分配した金額はありません。	2. 分配金の計算過程 計算期間末における経費控除後の配当等収益（2,685,081円）（親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち当ファンドに帰属すべき金額3,125,547円を含みます。）、経費控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額(0円)、収益調整金（120,415円）及び分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は2,805,496円（1口当たり0.000881円）ですが、当期に分配した金額はありません。
3. 剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は欠損金増加額 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額、及び当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額はそれぞれ剰余金減少額又は欠損金増加額及び剰余金増加額又は欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。	3. 剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は欠損金増加額 同左

（金融商品に関する注記）

第3期計算期間より「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1 金融商品の状況に関する事項

第2期 (自平成20年6月13日 至平成21年6月12日)	第3期 (自平成21年6月13日 至平成22年6月14日)
—	1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
—	2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品は、株価変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。
—	3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。

2 金融商品の時価等に関する事項

第2期 (平成21年6月12日現在)	第3期 (平成22年6月14日現在)
—	1 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
—	2 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
—	3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
—	4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

第2期 (自平成20年6月13日 至平成21年6月12日)	第3期 (自平成21年6月13日 至平成22年6月14日)
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第2期 (自平成20年6月13日 至平成21年6月12日)	第3期 (自平成21年6月13日 至平成22年6月14日)
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 開示対象ファンドの計算期間における元本額の変動

項目	第2期 (平成21年6月12日現在)	第3期 (平成22年6月14日現在)
期首元本額	3,983,663,040円	3,362,819,337円
期中追加設定元本額	111,726,202円	173,966,715円
期中一部解約元本額	732,569,905円	355,869,239円

2 有価証券関係

第2期（平成21年6月12日現在）

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額（円）	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	2,021,965,121	△497,074,367
合計	2,021,965,121	△497,074,367

第3期（平成22年6月14日現在）

売買目的有価証券

種類	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	375,206,829
合計	375,206,829

3 デリバティブ取引関係

第2期 （自平成20年6月13日 至平成21年6月12日）	第3期 （自平成21年6月13日 至平成22年6月14日）
当ファンドはデリバティブ取引を行っており ませんので、該当事項はありません。	同左

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	米国小型成長株 マザーファンド	2,934,067,160	2,243,094,343	
合計		2,934,067,160	2,243,094,343	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

[次へ](#)

＜参考＞

本報告書の開示対象ファンド（アメリカン・ドリーム・ファンド）（以下「当ファンド」という。）は、「米国小型成長株マザーファンド」（以下「マザーファンド」という。）の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。当ファンドの計算期間末日（以下、「計算日」という。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

米国小型成長株マザーファンドの状況

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	(平成22年 6 月14日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	22,526,546
コール・ローン	608,697
株式	2,221,795,818
未収入金	12,170,627
未収配当金	291,785
流動資産合計	2,257,393,473
資産合計	2,257,393,473
負債の部	
流動負債	
未払金	14,331,324
流動負債合計	14,331,324
負債合計	14,331,324
純資産の部	
元本等	
元本	2,934,067,160
剰余金	
欠損金	691,005,011
純資産合計	2,243,062,149
負債純資産合計	2,257,393,473

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自平成21年 6 月13日 至平成22年 6 月14日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	外国株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品取引市場における計算日に知りうる直近の日の最終相場によっております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	(1) 為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 (2) 受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。予想配当金額を計上した場合は、入金時に入金額との差額を計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成22年6月14日現在)
1. 計算日における受益権総数	2,934,067,160口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損	691,005,011円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.7645円 7,645円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

(自平成21年6月13日 至平成22年6月14日)
1 金融商品に対する取組方針 本マザーファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 本マザーファンドが保有する金融商品の種類は、株式、デリバティブ取引、預金、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品は、株価変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であり、原則として外貨の送金及び将来の為替変動リスクの回避目的に利用します。
3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。

2 金融商品の時価等に関する事項

(平成22年6月14日現在)

1 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 時価の算定方法 株式 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 預金、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自平成21年6月13日 至平成22年6月14日）
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

（自平成21年6月13日 至平成22年6月14日）
該当事項はありません。

（その他の注記）

1 開示対象ファンドの計算期間における本マザーファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	（平成22年6月14日現在）
同計算期間の期首元本額	3,176,194,033円
同計算期間の追加設定元本額	690,608円
同計算期間の一部解約元本額	242,817,481円
同計算期間末日の元本額※	2,934,067,160円
※上記元本額の内訳	
アメリカン・ドリーム・ファンド	2,934,067,160円

2 有価証券関係

（平成22年6月14日現在）

売買目的有価証券

種類	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	288,870,532
合計	288,870,532

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首（平成21年6月13日）から計算日までの期間に対応するものであります。

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

（平成22年6月14日現在）

該当事項はありません。

（３）附属明細表

（平成22年６月14日現在）

第１ 有価証券明細表

① 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	CORE LABORATORIES N.V.	3,180	146.27	465,138.60	
	MIDDLEBY CORP	9,030	56.58	510,917.40	
	ALLEGIANTRAVEL CO	10,019	50.32	504,156.08	
	UNDER ARMOUR INC-CLASS A	35,900	34.34	1,232,806.00	
	AMERICAN PUBLIC EDUCATION	27,876	47.48	1,323,552.48	
	K12 INC	43,630	24.16	1,054,100.80	
	PINNACLE ENTERTAINMENT INC	19,190	11.86	227,593.40	
	AMEDISYS INC	21,421	46.33	992,434.93	
	CARDIONET INC	72,460	6.57	476,062.20	
	NUVASIVE INC	19,170	38	728,460.00	
	VOLCANO CORP	39,750	23.03	915,442.50	
	HALOZYME THERAPEUTICS INC	89,110	7	624,215.55	
	ICON PLC - SPONSORED ADR	58,580	27.15	1,590,447.00	
	LUMINEX CORP	46,857	17.5	819,997.50	
	NEKTAR THERAPEUTICS	92,820	12.7	1,178,814.00	
	UNITED THERAPEUTICS CORP	16,370	54.12	885,944.40	
	AMTRUST FINANCIAL SERVICES	18,530	12.91	239,222.30	
	AKAMAI TECHNOLOGIES	45,090	44.3	1,997,487.00	
	CONCUR TECHNOLOGIES INC	12,390	43.3	536,487.00	
	FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	15,360	68.42	1,050,931.20	
	INFORMATICA CORP	10,736	25.37	272,372.32	
	MICROSTRATEGY INC-CL A	12,538	75.7	949,126.60	
	SOURCEFIRE INC	52,110	19.43	1,012,497.30	
	TALEO COPR-CLASS A	41,380	24.7	1,022,086.00	
	VISTAPRINT NV	16,214	49.79	807,295.06	
	ISILON SYSTEMS INC	75,023	12.71	953,542.33	
	ATHEROS COMMUNICATIONS	26,040	31.45	818,958.00	
	NETLOGIC MICROSYSTEMS INC	35,980	28.36	1,020,392.80	
	米ドル小計	-	-	24,210,480.75	
				(2,221,795,818)	
	合計	966,754	-	2,221,795,818	
				(2,221,795,818)	

（注）１．米ドル小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

２．合計金額は、邦貨額であります。（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

３．通貨の表示は、外貨については米ドル単位、邦貨については円単位で表示しております。

４．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率(注)	有価証券の合計 額に対する比率
米ドル	株式 28銘柄	99.1%	100.0%
合計		99.1%	100.0%

（注）組入株式の純資産に対する比率であります。

- ② 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

- 第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

- 第4 不動産等明細表
該当事項はありません。

- 第5 商品明細表
該当事項はありません。

- 第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

- 第7 その他特定資産の明細表
該当事項はありません。

- 第8 借入金明細表
該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は平成22年7月末日現在です。

＜アメリカン・ドリーム・ファンド＞

【純資産額計算書】

I 資産総額	2,041,790,557 円
II 負債総額	8,660,743 円
III 純資産総額（I - II）	2,033,129,814 円
IV 発行済口数	3,158,948,847 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.6436 円

＜米国小型成長株マザーファンド＞

純資産額計算書

I 資産総額	2,057,677,768 円
II 負債総額	39,665,494 円
III 純資産総額（I - II）	2,018,012,274 円
IV 発行済口数	2,934,067,160 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.6878 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- 1) 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替えの申請をするものとします。
- 2) 前記1)の申請のある場合には、前記1)の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記1)の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- 3) 前記1)の振替えについて、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（4）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（5）受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（6）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額

平成22年7月末現在	資本金	495,000,000円
	発行可能株式総数	39,600株
	発行済株式総数	9,900株

最近5年間における資本金の増減はありません。

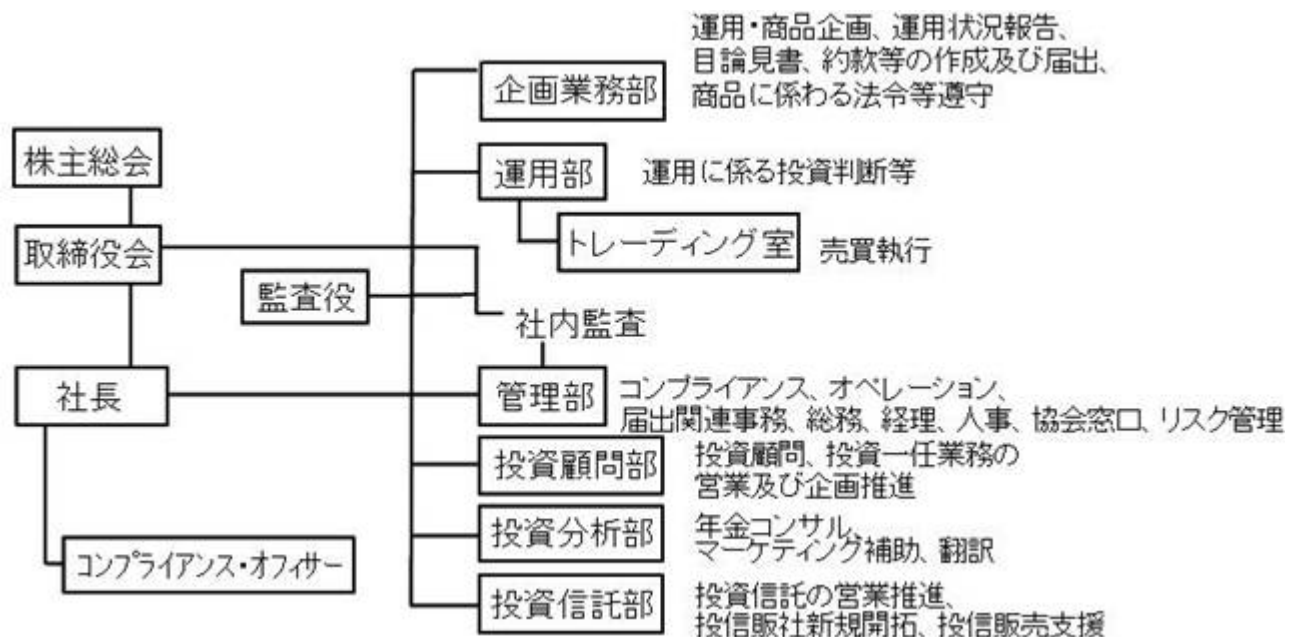
（2）会社の機構

当社業務執行の基本方針を決定する機関として取締役会は10名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役会はその決議をもって、代表取締役を選定します。また、取締役会はその決議をもって、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができます。

取締役会は、営業の基本方針その他法令もしくは定款の定め、株主総会の決議により付議しなければならない事項を評議し、決定します。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。代表取締役は、当会社を代表し、全般の業務執行について指揮監督し、各部責任者は、代表取締役の指揮統括のもと、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。

*委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



（3）投資運用の意思決定機構

投資政策委員会は、社長、取締役（非常勤取締役を除く）、運用部長、企画業務部長、管理部長、コンプライアンス・オフィサーおよび投資政策委員会が選任した者をもって構成し、投資信託の運用に関わる審議事項については投資信託部長、投資顧問の運用に関わる審議事項

については投資顧問部長がこれに加わります。

運用部は、投資政策委員会で決定された運用の基本方針に基づいた具体的な運用計画を策定し、これに基づき投資判断を行います。また、それに付随する経済情勢、市場動向に関する調査、運用リスクおよびポートフォリオの分析等を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成22年7月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託の本数は合計35本（追加型投資信託18本、単位型投資信託17本）であり、純資産の総額は174,204百万円(百万円未満切捨)です。

3【委託会社等の経理状況】

（1） 財務諸表の作成方法について

委託会社である新生インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づき作成されております。

第8期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成されております。また、第9期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成されております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

（2） 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の財務諸表について、監査法人トーマツの監査を受けており、第9期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

財務諸表

(1) 【貸借対照表】

期別		第8期 (平成21年3月31日現在)			第9期 (平成22年3月31日現在)		
科目	注記 番号	金額 (千円)		構成比 (%)	金額 (千円)		構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
預金	※2		621,602			750,015	
前払費用			7,536			5,719	
未収還付法人税等			13,982			—	
未収委託者報酬			126,871			209,939	
未収運用受託報酬			26,047			16,877	
未収収益			11,333			12,450	
繰延税金資産			—			6,741	
差入保証金	※2		—			29,082	
流動資産計			807,375	92.8		1,030,827	98.5
固定資産							
有形固定資産			8,573	1.0		7,541	0.7
建物	※1	2,648			3,950		
器具備品	※1	5,925			3,591		
無形固定資産			10,172	1.2		7,663	0.7
ソフトウェア		9,904			7,470		
商標権		267			193		
投資その他の資産			43,853	5.0		605	0.1
差入保証金	※2	40,649			—		
繰延税金資産		3,204			605		
固定資産計			62,599	7.2		15,811	1.5
資産合計			869,974	100.0		1,046,639	100.0

期別		第8期 (平成21年3月31日現在)			第9期 (平成22年3月31日現在)		
科目	注記 番号	金額 (千円)		構成比 (%)	金額 (千円)		構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
未払金			132,792			206,200	
未払手数料	※2	72,118			124,082		
その他未払金	※2	60,674			82,118		
未払費用			16,600			17,836	
未払法人税等			1,292			19,542	
未払消費税等			6,339			3,498	
固定資産処分損失引当金			—			5,305	
繰延税金負債			2,673			—	
その他			12			23	
流動負債計			159,710	18.4		252,407	24.1

固定負債							
固定資産処分損失引当金			4,676			—	
固定負債計			4,676	0.5		—	—
負債合計			164,386	18.9		252,407	24.1
(純資産の部)							
株主資本							
資本金			495,000			495,000	
利益剰余金							
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		210,587			299,231		
利益剰余金合計			210,587			299,231	
株主資本合計			705,587	81.1		794,231	75.9
純資産合計			705,587	81.1		794,231	75.9
負債・純資産合計			869,974	100.0		1,046,639	100.0

(2) 【損益計算書】

		第8期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)		第9期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	
	注記 番号	金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)
営業収益					
委託者報酬		2,029,950		1,737,419	
運用受託報酬		174,144		125,022	
その他営業収益		64,502		40,426	
営業収益計		2,268,597	100.0	1,902,869	100.0
営業費用	※1				
支払手数料		1,236,997		1,076,307	
広告宣伝費		77,319		52,884	
公告費		866		600	
調査費					
図書費		591		590	
調査費		116,473		106,657	
委託計算費		33,621		29,530	
営業雑経費					
通信費		2,915		1,941	
印刷費		13,237		14,118	
協会費		2,484		2,995	
その他営業雑経費		1,771		1,850	
営業費用計		1,486,280	65.5	1,287,474	67.7
一般管理費					
給料					
役員報酬		31,748		28,275	
給料・手当		334,996		221,833	
賞与		78,510		41,410	
退職給付費用		38,309		36,846	

交際費		2,373			1,008		
旅費交通費		20,063			11,586		
租税公課		9,292			4,823		
不動産賃借料		48,191			36,248		
固定資産減価償却費		5,459			5,349		
諸経費		127,187			77,736		
一般管理費計			696,131	30.7		465,118	24.4
営業利益			86,185	3.8		150,276	7.9
営業外収益							
受取利息	※1	499			112		
雑収入		448			751		
営業外収益計			947	0.0		864	0.0
営業外費用							
雑損失		0			230		
営業外費用計			0	0.0		230	0.0
経常利益			87,133	3.8		150,910	7.9
特別損失							
損害賠償金	※2	612			—		
固定資産処分損失引当金繰入額	※3	—			629		
特別損失計			612	0.0		629	0.0
税引前当期純利益			86,520	3.8		150,281	7.9
法人税、住民税及び事業税	※1	22,293			68,454		
法人税等調整額		13,962	36,255	1.6	△ 6,816	61,637	3.2
当期純利益			50,264	2.2		88,643	4.7

（３）【株主資本等変動計算書】

第8期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(単位：千円)

株主資本		
資本金	前期末残高	495,000
	当期末残高	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	160,322
	当期変動額 当期純利益	50,264
	当期末残高	210,587
利益剰余金合計	前期末残高	160,322
	当期変動額	50,264
	当期末残高	210,587
株主資本合計	前期末残高	655,322
	当期変動額	50,264
	当期末残高	705,587
純資産合計		
	前期末残高	655,322
	当期変動額	50,264
	当期末残高	705,587

第9期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(単位：千円)

株主資本		
資本金	前期末残高	495,000
	当期末残高	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	210,587
	当期変動額 当期純利益	88,643
	当期末残高	299,231
利益剰余金合計	前期末残高	210,587
	当期変動額	88,643
	当期末残高	299,231
株主資本合計	前期末残高	705,587
	当期変動額	88,643
	当期末残高	794,231
純資産合計	前期末残高	705,587
	当期変動額	88,643
	当期末残高	794,231

〔重要な会計方針〕

項目	第8期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第9期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
1. 固定資産の減価償却の方法	① 有形固定資産 定率法によっております。なお、 主な耐用年数は以下のとおりで あります。 建物 15年 器具備品 3～15年 ② 無形固定資産 定額法によっております。な お、自社利用のソフトウェアにつ いては、社内における利用可能期 間（5年）に基づいております。	① 有形固定資産 同左 ② 無形固定資産 同左
2. 引当金の計上基準	① 固定資産処分損失引当金 将来の事務所移転に伴う有形 固定資産の除却損及び原状回復 費用等について、契約書等に基づ き合理的に算出した損失見込み 額を計上したものであります。	① 固定資産処分損失引当金 同左

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	① 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。 ② 連結納税制度の適用 親会社である株式会社新生銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。	① 消費税等の会計処理 同左 ② 連結納税制度の適用 同左
----------------------------	---	---

〔注記事項〕

（貸借対照表関係）

第8期 (平成21年3月31日現在)	第9期 (平成22年3月31日現在)
※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,941千円 器具備品 13,173千円 ※ 2. 関係会社に対する資産及び負債 預金 439,473千円 差入保証金 40,649千円 未払手数料 34,220千円 その他未払金 15,153千円 当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。	※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 2,645千円 器具備品 14,223千円 ※ 2. 関係会社に対する資産及び負債 預金 393,907千円 差入保証金 29,082千円 未払手数料 66,518千円 その他未払金 46,861千円 当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。

（損益計算書関係）

第8期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第9期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
※ 1. 関係会社との取引 支払手数料 439,139千円 受取利息 499千円 法人税、住民税及び事業税 15,153千円 当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。 ※ 2. 損害賠償金612千円は、主に投資顧問業に係るものであります。	※ 1. 関係会社との取引 支払手数料 452,491千円 受取利息 112千円 法人税、住民税及び事業税 46,861千円 当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。 —

—	※ 3.固定資産処分損失引当金繰入額629千円は、当期取得をした有形固定資産について、将来の事務所移転に伴う除却損を合理的に算出した損失見込額と賃貸面積縮小に伴い、将来の事務所移転に係る原状回復費用等について算出した引当戻入額とを相殺した金額であります。
---	--

(株主資本等変動計算書関係)

第8期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)					第9期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)				
1.発行済株式に関する事項					1.発行済株式に関する事項				
株式の種類	前事業 年度末	増加	減少	当事業 年度末	株式の種類	前事業 年度末	増加	減少	当事業 年度末
普通株式(株)	9,900	—	—	9,900	普通株式(株)	9,900	—	—	9,900

(リース取引関係)

第8期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第9期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(金融商品関係)

第9期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に対する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当社が保有する金融資産は、主として国内金融機関に対する預金であり、預入先である金融機関の信用リスクに晒されております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、計算の対象となるそれぞれのファンドに組み入れられている有価証券等の信用リスク、運用リスク及び市場リスクに晒されており、差入保証金は、預入先である賃貸人の信用リスクに晒されております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内の支払期日が到来するものであり流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク

当社は、保有する金融資産の預入先である金融機関について、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しており、また差入保証金の預入先である賃貸先についても、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、ファンドの運用に係る会社の格付け、または財務状況等の信用リスクを定期的にモニタリングしております。

②運用リスク

当社はリスク管理規定に従い、ファンドが組入れる資産配分及び信託約款等の遵守状況をモニタリングし、その結果をリスク管理委員会に報告しております。リスク管理委員会がその報告を受けて、ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用部に対しその改善の指示を行います。

③市場リスク

当社はリスク管理規定に従い、市場リスク（金利リスク、価額変動リスク及び為替リスク）の管理を行っております。ファンドが参照するベンチマークのボラティリティ等を参考にして、市場リスクのモニタリングを行っており、その結果をリスク管理委員会に報告しております。ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用部に対し改善の指示を行います。

④流動性リスク

当社は金融負債における未払手数料については、資金繰表によりキャッシュフローを管理しております。また、その他未払金についても、毎月将来発生する支払金額を集計して資金繰りを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
①預金	750,015	750,015	—
②未収委託者報酬	209,939	209,939	—
③未収運用受託報酬	16,877	16,877	—
④差入保証金	29,082	27,106	△1,975
資産計	1,005,915	1,003,939	△1,975
①未払手数料	124,082	124,082	—
②その他未払金	82,118	82,118	—
負債計	206,200	206,200	—

(2) 時価の算定方法

資 産

①預金

保有している満期のない預金について、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④差入保証金

差入保証金については、短期間で決済されるため、帳簿価額から原状回復費用の見積額を控除した金額によっております。

負債

①未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
①預金	750,015
②未収委託者報酬	209,939
③未収運用受託報酬	16,877
④差入保証金	29,082
合計	1,005,915

(有価証券関係)

第8期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第9期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(デリバティブ取引関係)

第8期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第9期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

(関連当事者情報)

第8期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第 11号 平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 13号 平成18年10月17日)を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引
 当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	株式会社 新生銀行	東京都 千代田区	476,296	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の兼任	支払手数料	439,139	未払 手数料	34,220
							連結法人税額の うち連結納税親 会社への支出	15,153	その他 未払金	15,153
							敷金の差入	40,649	差入 保証金	40,649

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記
 親会社情報
 株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）

第9期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引
 当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	株式会社 新生銀行	東京都 千代田区	476,296	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の兼任	支払手数料	452,491	未払 手数料	66,518
							連結法人税額の うち連結納税親 会社への支出	46,861	その他 未払金	46,861
							敷金の返還	△11,566	差入 保証金	29,082

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記
 親会社情報
 株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）

(税効果会計関係)

第8期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第9期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
---------------------------------------	---------------------------------------

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 ①流動資産 未払事業税 467千円 繰延税金負債（流動）との相殺 <u>△467千円</u> 小計 — 千円 ②固定資産 固定資産処分損失引当金 1,902千円 その他 <u>1,301千円</u> 小計 <u>3,204千円</u> 繰延税金資産合計 3,204千円 繰延税金負債 ①流動負債 未収還付事業税 △3,140千円 繰延税金資産（流動）との相殺 <u>467千円</u> 小計 <u>△2,673千円</u> 繰延税金負債合計 <u>△2,673千円</u> 差引：繰延税金資産の純額 530千円 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため、注記を省略しております。	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 ①流動資産 未払事業税 4,582千円 固定資産処分損失引当金 1,583千円 その他特別損失 <u>575千円</u> 小計 6,741千円 ②固定資産 その他 <u>605千円</u> 小計 <u>605千円</u> 繰延税金資産合計 7,347千円 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため、注記を省略しております。
--	---

(退職給付関係)

第8期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第9期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。	親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。

(1株当たり情報)

第8期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第9期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 71,271円47銭	1株当たり純資産額 80,225円38銭
1株当たり当期純利益 5,077円26銭	1株当たり当期純利益 8,953円90銭

(注) 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。	(注) 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。
---	---

(重要な後発事象)

第8期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第9期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
該当事項はありません。	同左

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

（１）定款の変更

平成19年6月28日に開催された定時株主総会において、公告の方法に関する定款変更、平成19年8月9日および9月28日に開催された臨時株主総会において、目的に関する定款変更が決議されました。

（２）訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

- ・名称 中央三井アセット信託銀行株式会社
- ・資本金の額 11,000百万円(平成22年7月1日現在)

- ・ 事業の内容 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

※参考：再信託受託会社の概要

- ・ 名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 51,000百万円(平成22年3月31日現在)
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
- ・ 再信託の目的 原信託契約に係る信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

- ・ 名称 株式会社新生銀行
- ・ 資本金の額 476,200百万円(平成22年6月23日現在)
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
- ・ 名称 内藤証券株式会社
- ・ 資本金の額 3,002百万円(平成22年6月30日現在)
- ・ 事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
- ・ 名称 楽天証券株式会社
- ・ 資本金の額 7,477百万円(平成22年4月1日現在)
- ・ 事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
- ・ 名称 日興コーディアル証券株式会社
- ・ 資本金の額 10,000百万円(平成22年6月30日現在)
- ・ 事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
- ・ 名称 フィデリティ証券株式会社
- ・ 資本金の額 4,907百万円(平成22年6月29日現在)
- ・ 事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
- ・ 名称 株式会社SBI証券
- ・ 資本金の額 47,937百万円(平成22年6月30日現在)
- ・ 事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3) 投資顧問会社

- ・ 名称 アールエス・インベストメント・マネージメント・シーオー・エルエルシー

- ・ 資本金の額 391百万米ドル(約33,945百万円[※])（平成22年7月30日現在）
※2010年7月末日の三菱東京UFJ銀行対顧客電信売買相場仲値1米ドル＝
86.70円にて換算
- ・ 事業の内容 投資顧問業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

（1）受託会社

受託会社(受託者)として、ファンドの投資信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

（2）販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

（3）投資顧問会社

委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、主な投資対象の「米国小型成長株マザーファンド」の株式等の運用の指図を行います。

3【資本関係】（持株比率5.0%以上を記載します。）

（1）受託会社

該当事項はありません。

（2）販売会社

株式会社新生銀行は、委託会社の株式を100%保有する親会社です。

第3【参考情報】

当計算期間において、次の書類を提出しております。

有価証券届出書	平成21年9月11日
有価証券届出書の訂正届出書	平成22年3月12日
有価証券報告書	平成21年9月11日
半期報告書	平成22年3月12日

独立監査人の監査報告書

平成22年7月22日

新生インベストメント・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木 裕晃	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 信之	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアメリカン・ドリーム・ファンドの平成21年6月13日から平成22年6月14日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アメリカン・ドリーム・ファンドの平成22年6月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ※ 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月11日

新生インベストメント・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木 裕 晃	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 信 之	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、当社（新生インベストメント・マネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年7月13日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木 裕 晃	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 信 之	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアメリカン・ドリーム・ファンドの平成20年6月13日から平成21年6月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アメリカン・ドリーム・ファンドの平成21年6月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ※ 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月12日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	青 木 裕 晃	印
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	山 田 信 之	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、当社（新生インベストメント・マネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。